

鳥取県公報

第3858号

昭和42年8月8日 火曜日

鳥取県公報

鳥取県規則第四十一号

鳥取県知事 石破二朗

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年八月八日

規則

◆公安告示 風俗営業等取締法による聴聞の実施

- ◆規則 動能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
 ◆告示 昭和四十二年七月臨時県議会で議決された昭和四十二年
 度鳥取県一般会計補正予算

国民健康保険法によるその他の都道府県の療養取扱機関
 となる旨の申出の受理
 土地改良区の役員の住所変更
 道路の位置の指定
 ひな白痢検査の実施
 解除予定の保安林にする旨の通知
 鳥取県造林事業補助金交付要綱の廃止

目次

毎週火曜日及び
 金曜日発行
 (当日起きに當る翌日)

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の二中第三項及び第四項を次のように改める。

3 職員が、次の各号に定める等級号給以上の号給又は給料月額を受けるに至った場合においては、それぞれ一等級上位の職務の等級に昇格させることができる。

- 一 二等級二十五号給
 二 三等級二十五号給

4 前項の規定により職員を昇格させた場合におけるその者の号給又は給料月額は、給与条例別表第一行政職給料表の適用を受ける者の例による。第三条の二第五項を削り、同条第六項中「二等級」を「当該昇格後の等級」に改め、同項を同条第五項とする。

別表第一中 「技能労務職」 を業に改める。

別表第一中 「現職」

別表第一の二から別表第三までを次のように改める。

別表第一の二 給料の調整額表

勤務箇所	職	員
母来寮	寮母、調理士又は調理員のうち収容者と起居を共にする職員	
岩井長者寮	寮母、調理士又は調理員のうち収容者と起居を共にする職員	

別表第二 職務の等級分類基準

等級	職務の等級に含まれる職務
一等級	車庫長、車庫主任、守衛室長、副守衛長、交換室長、印刷技手長及び用務主任の職の占める職務
二等級	自動車整備士の職の占める職務

別表第三 初任給基準表

学歴免許	初任給
高校卒	一六、六〇〇円
中学校卒	十五、五〇〇円

備考 自動車整備士、運転士及びボイラ技士のうち、高校卒よりも下位の区分に属する学歴免許の資格を有する者に適用される学歴免許欄の区分は、その就業に必要な免許等の資格を取得したときを高校卒以下ることがである。

(施行期日)
附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十一年四月一日から適用する。

(給与の内訳)

2 改正前の技能労務職員の給与に関する規則の規定に基づいて昭和四十

一年四月一日からの規則の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の技能労務職員の給与に関する規則の規定による給与の内訳とみなす。

生口示

鳥取県告示第五百十八号

昭和四十一年七月臨時県議会で七月二十四日議決された昭和四十一年度鳥取県一般会計補正予算は、次のとおりである。

昭和四十一年八月八日

鳥取県知事 石 破 一 朗

昭和42年度鳥取県一般会計補正予算

(歳入歳出予算の補正)

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,726千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,651,561千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 岁入歳出予算補正

歳 入	款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 使用料及び手数料			545,542 千円	874 千円	546,416 千円

00518

10 繰 越 金		450,179	3,552	453,731
11 諸 収 入	1 繰 越 金	450,179	3,552	453,731
	2,125,031	300	2,125,331	
歳 出	7 雜 入	82,676	300	82,976
歳 入	合 計	26,646,835	4,726	26,651,561

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 土 木 費	4 港 湾 費	5,922,091	4,726	5,966,817
		千円	千円	千円
歳 出 合 計	26,646,835	4,726	26,651,561	

鳥取県告示第五百十九号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十一号)第三十一条第五項の規定によるその他の都道府県の療養取扱機関となる旨の申出を受理したが、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年八月八日

鳥取県知事 石 破 一 朗

鳥取県告示第五百二十号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、ひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき鶏の所有者に対し検査を受けることを命ぜる。

昭和四十二年八月八日

鳥取県知事 石 破 一 朗

一 実施の目的 ひな白痢予防のため

二 實施する区域 別表のとおり

三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲

種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏

四 實施の期日 別表のとおり

五 検査の方法 ひな白痢急速凝集反応

別表 ひな白痢検査

実施期日	実施区域	実 施 場 所
八月二十一日	倉吉市	各種鶏場
八月二十一日	羽合町	"
八月二十八日	関金町	"
九月十一日	東伯町	"

鳥取県告示第五百二十一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年八月八日

鳥取県知事 石 破 一 朗

診療所の名称	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
木山歯科医院	米子市加茂町一丁目三一	全都道府県	昭和四十二年七月十二日

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡佐治村大字中字山王谷（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため。

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び佐治村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百二十二号

鳥取県造林事業補助金交付要綱（昭和三十五年七月鳥取県告示第三百三十四号）は、廃止する。

昭和四十二年八月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり箕輪屋土地改良区から役員の住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

変更前
昭和四十二年八月八日
鳥取県知事 石 破 二 朗

変更を生じた役員の氏名及び住所
風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十二年八月八日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

変更後

鳥取県告示第五百二十四号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十二年八月一日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十二年八月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所 及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市湯所町 二丁目四二二 山根岱子	鳥取市湯所町二丁目四一三番五 四二三番五地先水路 四二三番五地先河川敷	幅員四・〇メートル 延長 一〇九・四メートル

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十七号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

聴聞の期日及び場所

昭和四十二年八月十七日 午前十時から

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県警察本部内（県庁七階）

鳥取県公安局委員会委員室

二 聽聞当事者の住所及び氏名

2 鳥取市行徳七一の二六

八頭郡郡家町大字花二八五
鳥又丁四丁六

5 倉吉市大正町一〇六一の二

6 東伯郡三朝町大字三朝三〇九の七

7 倉吉市鍛治町二丁目六九六の三

8 東伯郡羽合町大字上浅津四の一一九

9 東伯郡東郷町大字新町三五三

東坡居士集卷之三十一

李山口 晴太郎 賢基
伊徳大久保 武藤喜代江 美代子 良